

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号）第 45 条の 2 の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 11 日

鳥取県収用委員会会長 寺 垣 琢 生

1 起業者の名称

国土交通大臣

2 事業の種類

高速自動車国道中国横断自動車道姫路鳥取線新設工事（鳥取県鳥取市河原町布袋字堂光寺地内から同市本高字白木東分地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用道路付替工事並びに一般国道 29 号改築工事鳥取道路（鳥取県鳥取市本高字白木東分地内から同市本高字西石田ノ二地内まで）及びこれに伴う農業用道路付替工事

3 収用の裁決手続の開始を決定した年月日

平成 20 年 3 月 25 日

4 収用の裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積並びに土地所有者及び土地に関して権利を有する関係人

土 地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人		
所在	地番	地 目		全筆の地積 (㎡)		収用の裁決手続の開始を決定した土地の地積 (㎡)	氏名	住所等	氏名	住所等
		土地の登記記録上のもの	現況	土地の登記記録上のもの	実測					
鳥取市北村 字池ノ内	422 - 3	原野	山林	2,739	1,275.53	182.39	有限会社岡 村産業	鳥取市服 部483- 1	別記 のと おり	別記の とおり
			宅地		1,463.83	なし				
鳥取市服部 字池ノ内荒 神山	483 - 1	原野	山林	227	583.57	184.14				
			宅地		1,367.27	なし				

別記

株式会社山陰合同銀行 鳥根県松江市魚町 10

鳥取県信用保証協会 鳥取市本町二丁目 123